

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第148号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

京都市よしだ学園及び京都市うずまさ学園の入所定数を次のとおり変更するとともに、京都市のぞみ学園を廃止することとしました。

名 称	改正前	改正後
京都市よしだ学園	32人	35人
京都市うずまさ学園	55	60

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第148号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市よしだ学園の項中「32」を「35」に改め、同表京都市うずまさ学園の項中「55」を「60」に改め、同表京都市のぞみ学園の項を削る。

附 則

この条例は平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)